
【保険法施行に伴う主な約款改訂点について】

生命保険契約、損害保険契約についてはこれまで商法の中において規定されていましたが、この規定を現代語化・現代化を図り、また消費者（個人契約者）保護を重点に改正を行い、独立法の「保険法」として平成20年6月6日に公布され、平成22年4月1日より施行されることとなりました。

約款の主な改訂点は、①保険証券の規定の新設、②解約返戻金の規定の新設、③遺言による保険金受取人の変更の規定の新設、④保険金の支払時期に関する規定の修正、⑤重大事由による解除の規定の修正、⑥告知義務違反による解除が出来ない場合の規定の修正、⑦詐欺及び不法取得目的による無効の規定の修正、⑧危険の減少の規定の新設、などです。

具体的な、改訂点については新旧対比表をご覧ください。